



# 一人一人の教育的ニーズに応える

連続性のある

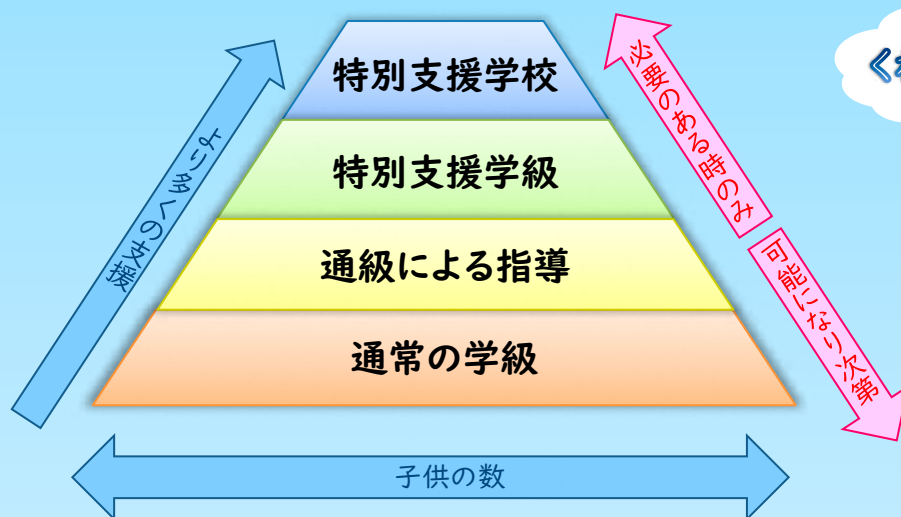
## 多様な学びの場ガイド



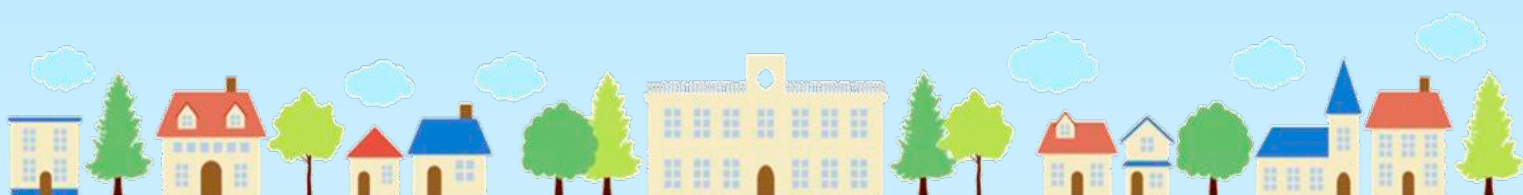
「連続性のある多様な  
学びの場」って？



個別の教育的ニーズのある子供の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備するため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「連続性のある多様な学びの場」が用意されています。



くわしくは →



# 多様な学びの場

# 子供の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場を選ぶことが大切です

## 特別支援学校



- ・対象とする障害の種別を定めて設置される学校で、県内に15校設置されています。
- ・障害の程度が比較的重い子供を対象として、障害の種類に応じた専門性の高い教育を行います。
- ・小学校から高等学校に相当する年齢段階の教育を、それぞれ小学部・中学部・高等部で行います。  
(視覚障害・聴覚障害を対象とする学校には、幼稚部が設置されています。)
- ・障害のため通学して教育を受けることが困難な子供のための訪問教育を行う学校もあります。
- ・障害の状態等に応じて、小学校・中学校・高等学校の教育課程に準ずる教育、または、知的障害のある児童生徒のための教育課程による教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立するための自立活動を行います。障害の状態に応じた教育課程を工夫しています。

### 対象とする障害の種別

- 視覚障害
- 聴覚障害
- 知的障害
- 肢体不自由
- 病弱・身体虚弱



就学時に決定した「学びの場」は、その後も固定されるものではありません。子供一人一人の発達の様子、学習や生活の適応の様子、各教科等の学習の様子、自立活動の指導の様子、交流及び共同学習の様子について検討し、学校や学びの場の変更が可能です。

## 特別支援学級



- ・小学校・中学校・義務教育学校に設置されている障害の種別ごとの少人数の学級です。
- ・小学校・中学校の教育課程による教育を行うとともに、障害の種類に応じて、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立するための自立活動を行います。
- ・知的障害特別支援学級においては、各教科の内容を下学年の内容に替えたり、知的障害のある児童生徒のための教育課程を取り入れたりすることができます。

### 対象とする障害の種別

- 知的障害 肢体不自由
- 病弱・身体虚弱
- 弱視 難聴 言語障害
- 自閉症・情緒障害

## 通級による指導



- ・大部分の授業を在籍する通常の学級で受けます。
- ・週1~8時間、障害に応じた特別な指導(自立活動)を通級指導教室で行います。
- ※富山県では、通級による指導を担当する教員の配置または巡回により、子供が在籍する学校で指導を受けることができます。ただし、弱視については富山視覚総合支援学校で、難聴については富山・高岡聴覚総合支援学校で指導を受けます。
- 高等学校における通級による指導は、定時制高校4校で行っています。

### 対象とする障害の種別

- 言語障害 自閉症 情緒障害
- 弱視 難聴 学習障害
- 注意欠陥多動性障害
- 肢体不自由 病弱・身体虚弱

## 通常の学級

- ・障害のあるなしに関わらず、全ての子どもにとって「分かる・できる」授業を行います。
- ・集団の中で、一人一人に応じた個別の配慮を行います。
- ・特別支援教育支援員(スタディ・メイト、スクールサポーター)を配置してサポートを行う場合もあります。



学びの場の柔軟な見直しを行います



### 教育的ニーズは…

- ・子供の困難や障害の状態はどうか
  - ・困難や障害によってどのような特別の指導が必要か
  - ・指導を行うに当たってどのような支援や配慮が必要か
- といった観点から整理します。

### 学びの場を決める際のポイントは?

- 子供自身がその学びの場で
  - ・授業内容が分かること
  - ・学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごすこと
  - ・生きる力を身に付けていけること
- が、最も重要な視点です。

### 共に学ぶ 交流及び共同学習

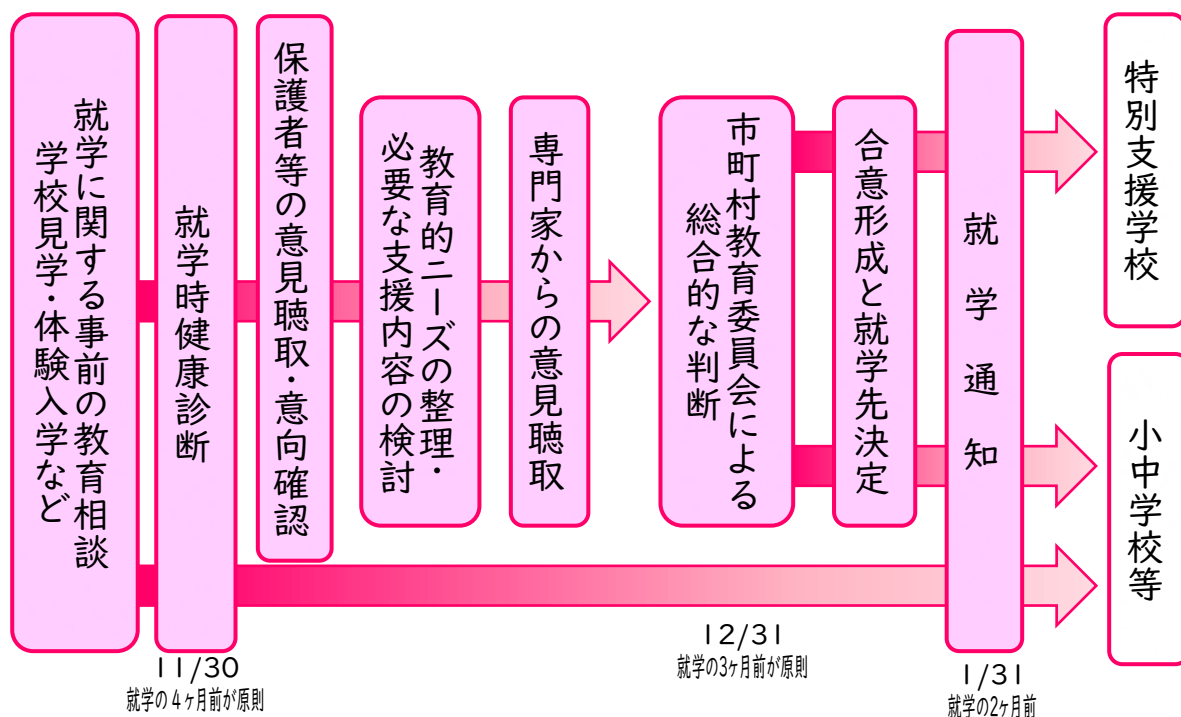
障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、お互いに大きな意義があります。

〔特別支援学校〕 授業の一環として、児童生徒が自分の住んでいる地域の小中学校等の学校行事や一部の教科等の学習に参加する「居住地校交流」や、近隣の小中学校等と、行事やクラブ活動等を合同で行ったり、手紙や作品の交換をしたりする「学校間交流」を行っています。

〔小中学校等〕 特別支援学級に在籍する児童生徒が実態に応じて、教科等の学習や学級活動、掃除・給食等を通常の学級で行う日常的な交流を行っています。

## 就学先決定までの流れ

保護者の意見を聞き、子供の教育的ニーズを踏まえた上で、教育学・医学・心理学等の専門家からの意見を参考にして、市町村教育委員会が総合的に判断をします。



就学後も、在籍する学校と教育委員会が連携して、柔軟に学びの場の見直しを行っていきます。

### まずは、通っている園や学校の先生にご相談を！

市町村の教育委員会でも、定期的に相談会（にこにこ相談会・さわやか相談会等）を行っていますので、ぜひご相談ください。



### 相談窓口

#### ○市町村教育委員会

朝日町 0765-83-1100	射水市 0766-51-6635
入善町 0765-72-1100	高岡市 0766-20-1449
黒部市 0765-54-2701	氷見市 0766-74-8213
魚津市 0765-23-1044	小矢部市 0766-67-1760
滑川市 076-475-2111	砺波市 0763-33-1508
上市町 076-472-1111	南砺市 0763-23-2012
立山町 076-462-9981	
舟橋村 076-464-1121	
富山市 076-443-2134	

#### ○富山県東部教育事務所 (相談専用)

076-441-3882

#### ○富山県西部教育事務所 (相談専用)

0766-26-7830

#### ○富山県総合教育センター 教育相談部特別支援教育担当

076-444-6166

相談窓口についてもっと知りたいときは



発達障害支援ハンドブック 2020年度版  
「ひとりじゃないよ」  
富山県発達障害者支援センターほっぷ



一人一人の教育的ニーズに応える  
連続性のある多様な学びの場ガイド  
令和6年4月

#### 発行・編集

富山県教育委員会

教育みらい室特別支援教育課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
(電話 076-431-4111)